

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2023.5. Vol.159

財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・財産承継分野の新制度情報・・・『遺産分割に関する新しい制度が、令和5年4月1日から導入されました』
- ・書籍紹介・・・『限りある時間の使い方』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、漫画キングダム

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

4月下旬に息子から強烈な風邪&結膜炎のダブルパンチをもらってしまい、2週間ほど体調不良に見舞われていました。

途中から風邪が咳喘息になり、話したり、横になったりすると咳が止まらなくなるという症状に。

ご時世的にも、なかなかキツかったです。

まだ少し咳が残っているので、あまり無理をせず、早く体調を万全に戻したいと思います。

<財産承継分野の新制度情報>

『遺産分割に関する新しい制度が、令和5年4月1日から導入されました』

遺産分割に関する新しい制度が、令和5年4月1日から導入されました。

この制度の導入により、**相続の開始から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、特別受益（例えば、生計の資本のための生前贈与を受けたこと）や寄与分（例えば、長期にわたり療養看護等の特別な貢献をしたこと）を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分または遺言によって定められた相続分によって画一的に行うことになりました。（新民法904条の3 通称「遺産分割の10年ルール」）**

相続発生後、遺産分割がされないまま遺産を長期間放置すると、相続が繰り返されて、多数の相続人による遺産共有状態となる可能性があり、遺産の管理・処分が困難になります。

また、遺産分割をする際は、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、特別受益や寄与分を考慮した具体的な相続分を考慮するのが一般的です。

しかし、遺産分割をせずに遺産を長期間放置すると、時間の経過とともに、具体的な相続分に関する証拠等が消失してしまったり、当事者の記憶が曖昧になったりするなどの理由で、遺産分割が困難になるといった問題があります。

つづき↓

そこで、遺産分割がされずに遺産が長期間放置されるケースの解消を促進するため、**遺産分割に関する期間制限**が設けられました。

＜遺産分割に関する期間制限（10年ルール）制度のポイント＞

この制度による新たなルールは、過去、令和5年4月1日までにすでに発生している相続についても、それが何年前に開始したかにかかわらず適用されることとなります。

令和5年4月1日までに相続が発生した場合でも、特別受益や寄与分考慮を考慮した具体的相続分による遺産分割をすることができるのは、基本的に、相続の開始から10年間に限られます。

令和5年4月1日の時点で、すでに相続開始から5年を超える期間が経過しているケースについては、令和10年3月31日までの間は、具体的相続分による遺産分割ができるように猶予期間が設けられています。

ただし、**相続の開始から10年を経過する前までに**（令和5年4月1日の時点で、すでに相続開始から5年を超える期間が経過しているケースについては、令和10年3月31日までに）、**家庭裁判所に遺産分割の請求（調停や審判の申し立て）をすれば、具体的相続分による遺産分割をすることができます。**

また、相続の開始から10年を経過した後も、相続人全員が合意をすれば、具体的相続分による遺産分割をすることは可能です。

＜書籍紹介＞

『限りある時間の使い方』／オリバー・バークマン (著), 高橋璃子 (翻訳)



ここ数年、私にとっての重要課題は、「仕事の生産性向上の追求」。

が、仕事の生産性向上を追求しすぎると、仕事術などの策に溺れて、本来の目的を見失ってしまうかもしれない。本書を読んで、そんな当たり前のことにはたと気づきました。

「古い仕事を片づければ、同じ速さで新しい仕事が運ばれてくる。「より生産的に」行動すると、

ベルトの速度がどんどん上がる。あるいは加速しすぎて、壊れてしまう」

「現代人にとって、1時間や1日や1年という時間は、ベルトコンベアで運ばれてくる容器のようなものだ。時間を有効活用するためには、通り過ぎる前にせつせと容器を埋めなければいけない。やるが多すぎて容器に入りきらないと、忙しすぎて疲れてしまう。容器が埋まらないまま流れていってしまうと、時間を無駄にしたと感じる」

「多数の選択肢を捨てるからこそ、選びとつたものに価値が生まれる」

真面目に仕事をしているのに、常に仕事に追われている、という感覚を持っている人が読むと、刺さる言葉のオンパレードだと思います。

＜編集後記＞

漫画『キングダム』にすっかりハマっています。LINEマンガの無料版で読み始めたのですが、のめり込んで課金しまくった後、現在は単行本に移行。週末に2巻一気に読みするのが今の私にとって唯一無二の楽しみになっています。心配なのは、このペースで行くと今月中には全巻読み終わってしまうこと。次の楽しみはどうしたらいいのか。また最初から読み直そうか。真剣に考え中です。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!